

観音寺市農林業者物価高騰対策支援金【申請の手引き】

農林水産課/農林畜産係

【交付対象者】

市内に住所又は事業所を有する販売農家及び林業経営体（個人・法人）

※販売農家とは、『農業収入を申告されている経営耕地面積が 30a 以上』又は『農産物販売金額が年間 50 万円以上』の農家（農業経営体）をさします。＜兼業可＞

【申請受付期間】

令和 7 年 6 月 2 日(月)～令和 7 年 7 月 31 日(木) ※郵送可（令和 7 年 7 月 31 日当日消印有効）

【申請に必要な書類等】

① 令和 6 年分の確定申告書の写し又は住民税申告書の写し

※令和 7 年中に経営を開始された方は出荷伝票の写し又は販売伝票の写し

② 支援金の振込先口座が確認できる預貯金通帳等の写し（下の図を参照）

③ 交付申請書兼請求書（市の様式第 1 号）

④ 誓約書（市の様式第 2 号）

※③、④は市役所農林水産課（本庁舎 3 階 38 番窓口）にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

⑤ 印鑑（法人の場合は代表者印）

【給付額】

1 経営体につき、3 万円（1 回限り）

ただし、認定農業者、認定新規就農者及び畜産業者は 1 経営体につき、一律 5 万円（1 回限り）

【問い合わせ先】

観音寺市 農林水産課（本庁舎 3 階 38 番窓口）

TEL (0875) 23-3931

【ご注意】

▼中小企業者等に対して中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金事業を行っています。なお、重複して支援金の給付は行えないため、各事業概要を十分にご確認ください。

▼観音寺市農林業者物価高騰対策支援金は、高騰する経費の補填という意味もあることから、翌年の確定申告等の際に収入として申告が必要です。

▼支援金の振り込みは、申請日から概ね 1 か月程度を要します。

「通帳を開いた 1 ページ目と 2 ページ目」

総合口座					
おなまえ					
カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ					
通帳限度額	科目	金額	定額後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金
株式会社〇〇銀行 印					
【銀行コード：4321】					
口座店名 〇〇〇〇支店					
TEL 03-0000-0000					